

## ○酒田市子ども・子育て支援推進委員会設置規程

(平成 25 年 11 月 22 日訓令第 45 号)

改正 平成 26 年 2 月 3 日訓令第 2 号 平成 26 年 4 月 1 日訓令第 13 号  
平成 28 年 3 月 15 日訓令第 9 号 平成 30 年 3 月 23 日訓令第 32 号

## (設置)

第 1 条 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を目指して、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進を図るため、酒田市子ども・子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 酒田市子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

## (組織及び構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 福祉課長

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

## (ワーキンググループ)

第 5 条 委員会にワーキンググループを置き、各委員が推薦する職員をもって組織する。

2 ワーキンググループは、調査、検討及び委員会の会議資料の作成を行う。

## (事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、健康福祉部子育て支援課に置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は子育て支援課長とする。

## (その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。  
(酒田市子育て支援推進委員会設置規程の廃止)
- 2 酒田市子育て支援推進委員会設置規程（平成 20 年訓令第 32 号）は、廃止する。

附 則(平成 26 年 2 月 3 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日訓令第 13 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日訓令第 32 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部福祉課長
委員	総務部総務課長
	総務部財政課長
	企画部企画調整課長
	地域創生部商工港湾課長
	地域創生部地域共生課長
	市民部まちづくり推進課長
	健康福祉部健康課長
	建設部土木課長
	建設部建築課長
	農林水産部農政課長
	教育委員会企画管理課長
	教育委員会学校教育課長
	教育委員会社会教育文化課長
	教育委員会スポーツ振興課長
教育委員会図書館長	
酒田地区広域行政組合消防本部予防課長	
事務局長	健康福祉部子育て支援課長

